

別添3

国土建第123号
平成28年5月27日

各都道府県主管部局長 殿

(契約担当課・建設業所管課扱い)

各政令指定都市主管部局長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成28年度における公共工事の前金払の特例に係る取扱について（通知）

平成28年度政府予算について、上半期末において予算現額の8割程度が契約済みとなることを目指し、予算の早期執行に取り組むとされていることを踏まえ、前払金の早期支払を通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から、別添1のとおり国土交通大臣と財務大臣との間で予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の規定に基づく協議が整い、时限的な特例措置として、平成28年度における国土交通省発注工事に係る同令第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大することとなった。

また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払についても、同様の観点から、本日、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が公布・施行され、その範囲が拡大されることとなっている。

これについて、国土交通省発注工事の代価の前金払の特例措置に係る取扱いについて、下記のとおり定められたので、参考にされたく通知する。都道府県におかれでは、地方自治法施行規則の改正を踏まえ、都道府県発注工事について格段のご配慮をいただきとともに、貴管内の市区町村に対しても、周知願いたい。

なお、本特例の実施に当たり、各保証事業会社社長あてに別添2のとおり通知したので、あわせて参照願いたい。

記

1. 特例措置の適用対象

特例措置の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものとなった。

2. 特例措置の対象となる現場管理費と一般管理費等の範囲及び上限

特例措置により前金払の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とされた。

3. 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成28年4月1日以降において既に請負契約を締結した工事については、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約における前払金の使用に係る規定を変更した場合には、特例措置を適用することが可能となる。